

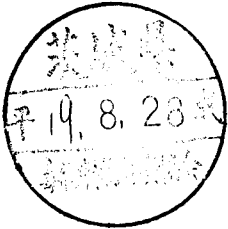
平成19年8月28日

会員各位

茨城県毒物劇物保安協会
会長 鷲見 富士雄
(公印省略)

毒物及び劇物指定令等の一部改正について（通知）

このことについて、平成19年8月23日付け薬第565号をもって茨城県保健福祉部長から別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。



薬 第 5 6 5 号

平成19年8月23日

茨城県毒物劇物保安協会長 殿

茨城県保健福祉部長

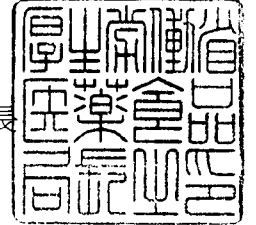
毒物及び劇物指定令等の一部改正について（通知）

このことについて、平成19年8月15日付け薬食発第0815001号をもって厚生労働省医薬食品局長から別添のとおり通知がありましたので、御承知のうえ、貴会関係会員によくお知らせ下さい。

薬食発第0815001号
平成19年8月15日

各
〔都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区长〕殿

厚生労働省医薬食品局長



毒物及び劇物指定令等の一部改正について（通知）

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成19年政令第263号）（別添1）及び毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第107号）（別添2）が公布されたので、下記事項に留意の上、関係各方面に対する周知徹底方御配慮願いたい。

なお、同旨の通知を社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、社団法人日本薬剤師会会長及び社団法人日本化学工業品輸入協会会長あてに発出しているので申し添える。

記

第1 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令について

- 1 次に掲げる物を毒物に指定したこと。
 - (1) ーードデシルグアニジニウム＝アセタート（別名ドジン）及びこれを含有する製剤（ーードデシルグアニジニウム＝アセタート六五%以下を含有するものを除く。）
- 2 次に掲げる物を劇物に指定したこと。
 - (1) 三ー（アミノメチル）ベンジルアミン及びこれを含有する製剤（三ー（アミノメチル）ベンジルアミン八%以下を含有するものを除く。）
 - (2) Oーエチル＝Sープロピル＝〔（二E）ー二ー（シアノイミノ）ー三ーエチルイミダゾリジンーーーイル〕ホスホノチオアート（別名イミシアホス）及びこれを含有する製剤（Oーエチル＝Sープロピル＝〔（二E）ー二ー（シアノイミノ）ー三ーエチルイミダゾリジンーーーイル〕ホスホノチオアートー・五%以下を含有するものを除く。）
 - (3) ーードデシルグアニジニウム＝アセタート（別名ドジン）六五%以下を含有する製剤



3 次に掲げる物を劇物から除外したこと。

- (1) (E) - 二 - {二 - (四 - シアノフェニル) - - - [三 - (トリフルオロメチル) フェニル] エチリデン} - N - [四 - (トリフルオロメトキシ) フェニル] ヒドラジンカルボキサミドと (Z) - 二 - {二 - (四 - シアノフェニル) - - - [三 - (トリフルオロメチル) フェニル] エチリデン} - N - [四 - (トリフルオロメトキシ) フェニル] ヒドラジンカルボキサミドとの混合物 ((E) - 二 - {二 - (四 - シアノフェニル) - - - [三 - (トリフルオロメチル) フェニル] エチリデン} - N - [四 - (トリフルオロメトキシ) フェニル] ヒドラジンカルボキサミド九〇%以上を含有し、かつ、(Z) - 二 - {二 - (四 - シアノフェニル) - - - [三 - (トリフルオロメチル) フェニル] エチリデン} - N - [四 - (トリフルオロメトキシ) フェニル] ヒドラジンカルボキサミド一〇%以下を含有するものに限る。) (別名メタフルミゾン) 及びこれを含有する製剤
- (2) バリウム = 四 - (五 - クロロ - 四 - メチル - ニ - スルホナトフェニルアゾ) - 三 - ヒドロキシ - ニ - ナフトアート

4 施行期日

平成19年9月1日から施行することとしたこと。ただし、第1の3の劇物からの除外に係る改正規定については、公布の日から施行することとしたこと。

5 経過措置等

新たに毒物又は劇物に指定された第1の1及び2に掲げるものについては、既に製造、輸入及び販売されている実情にかんがみ、平成19年9月1日(施行日)現在、その製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、平成19年11月30日までは、法第3条(禁止規定)、第7条(毒物劇物取扱責任者)及び第9条(登録の変更)の規定は適用されず、また、現に存する物については、平成19年11月30日までは、法第12条(毒物又は劇物の表示)第1項(法第22条第5項において準用する場合を含む。)及び第2項の規定は適用されないこととしたこと。

これらの者に対しては速やかに登録を受け、毒物劇物取扱責任者を設置するとともに、適正な表示を行うよう指導すること。また、現に存する物に関しても、法第12条第3項、第14条、第15条、第15条の2、第16条等の経過措置は定められておらず、これらの規定は施行日から適用されるものであるので、関係業者を適正に指導すること。

第2 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令について

1 次に掲げる物を農薬用品目販売業者が取り扱うことができる劇物に指定したこと。

- (1) O - エチル = S - プロピル = [(二E) - 二 - (シアノイミノ) - 三 - エチルイミダゾリジン - - - イル] ホスホノチオアート (別名イミシアホス) 及びこれを含有する製剤 (O - エチル = S - プロピル = [(二E) - 二 - (シアノ

イミノ) -三-エチルイミダゾリジン- - -イル] ホスホノチオアート- - -五
%以下を含有するものを除く。)

2 次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる劇物の指定を解除
したこと。

(1) (E) -二- {二- (四-シアノフェニル) - - - [三- (トリフルオロメ
チル) フェニル] エチリデン} -N- [四- (トリフルオロメトキシ) フェニル
] ヒドラジンカルボキサミドと (Z) -二- {二- (四-シアノフェニル) -
- - [三- (トリフルオロメチル) フェニル] エチリデン} -N- [四- (トリ
フルオロメトキシ) フェニル] ヒドラジンカルボキサミドとの混合物 ((E)
-二- {二- (四-シアノフェニル) - - - [三- (トリフルオロメチル) フ
エニル] エチリデン} -N- [四- (トリフルオロメトキシ) フェニル] ヒドラ
ジンカルボキサミド九〇%以上を含有し、かつ、(Z) -二- {二- (四-シ
アノフェニル) - - - [三- (トリフルオロメチル) フェニル] エチリデン}
-N- [四- (トリフルオロメトキシ) フェニル] ヒドラジンカルボキサミド
一〇%以下を含有するものに限る。) (別名メタフルミゾン) 及びこれを含有
する製剤

3 施行期日

平成19年9月1日から施行することとしたこと。ただし、第2の2の農業用
品目販売業者が取り扱うことができる劇物の指定の解除に係る改正規定について
は、公布の日から施行することとしたこと。

第3 その他

今般の改正部分の新旧対照表については別添3及び別添4に示すとおりであるこ
と。

また、今般、毒物又は劇物に指定された物及び劇物から除外された物の性状、毒
性等については、別添5のとおりであること。

政令第二百六十三号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二十三条の八並びに別表第一第二十八号及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第十九号の三を第十九号の四とし、第十九号の二の次に次の一号を加える。

十九の三 一ドデシルグアニジニウムIIアセタート（別名ドジン）及びこれを含有する製剤。ただし、

一ドデシルグアニジニウムIIアセタート六五%以下を含有するものを除く。

第二条第一項第四号の三の次に次の一号を加える。

四の四 三ー（アミノメチル）ベンジルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、三ー（アミノメチル）

ベンジルアミン八%以下を含有するものを除く。

第二条第一項中第十四号の六を第十四号の七とし、第十四号の二から第十四号の五までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二　〇―エチルⅡS―プロピルⅡ「(二E)―二―(シアノイミノ)―三―エチルイミダゾリジン
――イル」ホスホノチオアート(別名イミシアホス)及びこれを含む製剤。ただし、〇―エチル
ⅡS―プロピルⅡ「(二E)―二―(シアノイミノ)―三―エチルイミダゾリジン――イル」ホスホ
ノチオアート・五%以下を含むものを除く。

第二条第一項第三十二号中(148)を(149)とし、(48)から(147)までを(49)から(148)までとし、(47)の次に次のように加える。

- (48)　(E)―二―(二―(四―シアノフェニル)――「三―(トリフルオロメチル)フェニル」エチ
リデン)―N―「四―(トリフルオロメトキシ)フェニル」ヒドラジンカルボキサミドと(Z)―二―
―(二―(四―シアノフェニル)――「三―(トリフルオロメチル)フェニル」エチリデン)―N
―「四―(トリフルオロメトキシ)フェニル」ヒドラジンカルボキサミドとの混合物((E)―二―
(二―(四―シアノフェニル)――「三―(トリフルオロメチル)フェニル」エチリデン)―N―
「四―(トリフルオロメトキシ)フェニル」ヒドラジンカルボキサミド九〇%以上を含むし、かつ、
(Z)―二―(二―(二―(四―シアノフェニル)――「三―(トリフルオロメチル)フェニル」エチリ
デン)―N―「四―(トリフルオロメトキシ)フェニル」ヒドラジンカルボキサミド一〇%以下を含む

有するものに限る。）（別名メタフルミゾン）及びこれを含む製剤

第二条第一項中第七十二号の二を第七十二号の三とし、第七十二号の次に次の一号を加える。

七十二の二 一―ドデシルグアニジニウムⅡアセタート（別名ドジン）六五％以下を含む製剤

第二条第一項第七十九号を次のように改める。

七十九 バリウム化合物。ただし、次に掲げるものを除く。

イ バリウムⅡ四―（五―クロロ―四―メチル―二―スルホナトフェニルアゾ）―三―ヒドロキシ―二―
―ナフトア―ト

ロ 硫酸バリウム

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成十九年九月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号及び第七十九号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の毒物及び劇物指定令第一条第十九号の三並びに第二条第一項第四号の四、第十四号の二及び第七十二号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでい
る者が引き続き行おう当該営業については、平成十九年十一月三十日までは、毒物及び劇物取締法第三条、
第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成十九年十一月三十日ま
では、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び
第二項の規定は、適用しない。

○厚生労働省令第七号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第四条の三第一項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年八月十五日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一劇物の項中第八号の四を第八号の五とし、第八号の三を第八号の四とし、第八号の二を第八号の三とし、第八号の次に次の一号を加える。

八の二　〇―エチルⅡ　S―プロピルⅡ　「（二E）―二―（シアノイミノ）―三―エチルイミダゾリジン―一―イル」　ホスホノチオアート（別名イミシアホス）及びこれを含む製剤。ただし、〇―エチルⅡ　S―プロピルⅡ　「（二E）―二―（シアノイミノ）―三―エチルイミダゾリジン―一―イル」　ホスホノチオアート・五%以下を含むものを除く。

別表第一劇物の項第十一号の九中(140)を(141)とし、(45)から(139)までを(46)から(140)までとし、(44)の次に次のように加える。

- (45) (E) ー二ー ー二ー (四ーシアノフェニル) ーーー 「三ー (トリフルオロメチル) フェニル」 エチリデン ーNー 「四ー (トリフルオロメトキシ) フェニル」 ヒドラジンカルボキサミドと (Z) ー二ー ー二ー (四ーシアノフェニル) ーーー 「三ー (トリフルオロメチル) フェニル」 エチリデン ーNー 「四ー (トリフルオロメトキシ) フェニル」 ヒドラジンカルボキサミドとの混合物 (E) ー二ー ー二ー (四ーシアノフェニル) ーーー 「三ー (トリフルオロメチル) フェニル」 エチリデン ーNー 「四ー (トリフルオロメトキシ) フェニル」 ヒドラジンカルボキサミド九〇%以上を含有し、かつ、(Z) ー二ー ー二ー (四ーシアノフェニル) ーーー 「三ー (トリフルオロメチル) フェニル」 エチリデン ーNー 「四ー (トリフルオロメトキシ) フェニル」 ヒドラジンカルボキサミド一〇%以下を含有するものに限る。(別名メタフルミゾン) 及びこれを含む製剤

附 則

この省令は、平成十九年九月一日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第十一号の九の改正規定は、

公布の日から施行する。

○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令新旧対照条文
 毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(毒物)</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一 十九の二 (略)</p> <p>十九の三 一ドデシルグアニジニウムIIアセタート（別名ドジン）及びこれを含有する製剤。ただし、一ドデシルグアニジニウムIIアセタート六五%以下を含有するものを除く。</p> <p>十九の四 (略)</p> <p>二十 三十一 (略)</p> <p>(劇物)</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げるものを劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一 四の三 (略)</p> <p>四の四 三ー（アミノメチル）ベンジルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、三ー（アミノメチル）ベンジルアミン八%以下を含有するものを除く。</p> <p>五 十四 (略)</p> <p>十四の二 OーエチルIIスーパーピルII〔(二E) 一ニ一（シアノイミノ）一三ーエチルイミダゾリジン一ーイル〕ホスホノチオアト（別名イミシアホス）及びこれを含有する製剤。ただし、OーエチルIIスーパーピルII〔(二E) 一ニ一（シアノイミノ）一三ーエチルIIスーパーピルII〕(二E) 一ニ一（シアノイミノ）一三ーエチルIIスーパーピルII</p>	<p>(毒物)</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一 十九の二 (略)</p> <p>十九の三 (略)</p> <p>二十 三十一 (略)</p> <p>(劇物)</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げるものを劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一 四の三 (略)</p> <p>五 十四 (略)</p>

チルイミダゾリジン「ーイル」ホスホノチオアールト「ー」五%以下を含有するものを除く。

十四の三〜十四の七 (略)

十五〜三十一 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) (47) (略)

(48) (E) 「一」 「二」 「三」 「四」 シアノフェニル「ー」 「一」 「二」 「三」 「四」

リフルオロメチル) フェニル」エチリデン「ー」 「一」 「二」 「三」 「四」 (トリ

フルオロメトキシ) フェニル」ヒドラジンカルボキサミドと (Z

「一」 「二」 「三」 (四) シアノフェニル「ー」 「一」 「二」 「三」 (トリフル

オロメチル) フェニル」エチリデン「ー」 「一」 「二」 「三」 「四」 (トリフル

ロメトキシ) フェニル」ヒドラジンカルボキサミドとの混合物 (

(E) 「一」 「二」 「三」 「四」 シアノフェニル「ー」 「一」 「二」 「三」 (トリ

フルオロメチル) フェニル」エチリデン「ー」 「一」 「二」 「三」 「四」 (トリフ

ルオロメトキシ) フェニル」ヒドラジンカルボキサミド九〇%以

上を含有し、かつ、(Z) 「一」 「二」 「三」 「四」 シアノフェニル「ー」

「一」 「二」 「三」 (トリフルオロメチル) フェニル」エチリデン「ー」

「一」 「二」 「三」 「四」 (トリフルオロメトキシ) フェニル」ヒドラジンカル

ボキサミド一〇%以下を含有するものに限る。(別名メタフル

ミジン) 及びこれを含有する製剤

(49) |
 (149) |
 (略)

三十三〜七十二 (略)

七十二の二 「ード」 デシルグアニジニウムリアセタート (別名ドジン

) 六五%以下を含有する製剤

十四の二〜十四の六 (略)

十五〜三十一 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) (47) (略)

(48) |
 (148) |
 (略)

三十三〜七十二 (略)

七十二の三 (略)

七十三〜七十八 (略)

七十九 バリウム化合物。ただし、次に掲げるものを除く。

イ) バリウムII四一(五)クロロ一四一メチルー二一スルホナトフ

エニルアゾ)一三ーヒドロキシ一ニ一ナフトアート

ロ) 硫酸バリウム

八十〜百九 (略)

2 (略)

七十二の二 (略)

七十三〜七十八 (略)

七十九 バリウム化合物。ただし、硫酸バリウムを除く。

八十〜百九 (略)

2 (略)

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文
 ○毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第一（第四条の二関係） 毒物 一〇二十三 （略）</p> <p>劇物 一〇八 （略）</p> <p>八の二 <u>〇ーエチル</u> <u>Sープロピル</u> 〔二E〕<u>ーニ</u>（シアノイ ミノ）<u>ー三ーエチルイミダゾリジンー</u>ーイル」ホスホノチ オアート（別名イミシアホス）及びこれを含有する製剤。た だし、<u>〇ーエチル</u> <u>Sープロピル</u> 〔二E〕<u>ーニ</u>（シア ノイミノ）<u>ー三ーエチルイミダゾリジンー</u>ーイル」ホスホ ノチオアート一・五%以下を含有するものを除く。</p> <p>八の三〇八の五 （略） 九〇十一の八 （略） 十一の九 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次 に掲げるものを除く。 (1)〇(44) （略）</p> <p>(45) (E) <u>ーニ</u>（<u>ニ</u>）<u>（四ーシアノフェニル）</u>ー<u>ー</u>〔<u>三</u>〕 トリフルオロメチル）<u>フェニル</u>」<u>エチリデン</u>ー<u>ー</u>〔<u>四</u>〕 トリフルオロメトキシ）<u>フェニル</u>」ヒドラジンカルボキサミド</p>	<p>別表第一（第四条の二関係） 毒物 一〇二十三 （略）</p> <p>劇物 一〇八 （略）</p> <p>八の二〇八の四 （略） 九〇十一の八 （略） 十一の九 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次 に掲げるものを除く。 (1)〇(44) （略）</p>

と (Z) 一ニ一 (二一) (四一) シアノフェニル) 一ー一 [三一] (トリフルオロメチル) フェニル」エチリデン) 一N一 [四一] (トリフルオロメトキシ) フェニル」ヒドラジンカルボキサミドとの混合物 (E) 一ニ一 (二一) (四一) シアノフェニル) 一ー一 [三一] (トリフルオロメチル) フェニル」エチリデン) 一N一 [四一] (トリフルオロメトキシ) フェニル」ヒドラジンカルボキサミド九〇%以上を含有し、かつ、(Z) 一ニ一 (二一) (四一) シアノフェニル) 一ー一 [三一] (トリフルオロメチル) フェニル」エチリデン) 一N一 [四一] (トリフルオロメトキシ) フェニル」ヒドラジンカルボキサミド一〇%以下を含有するものに限る。) (別名メタフルミゾン) 及びこれを含有する製剤

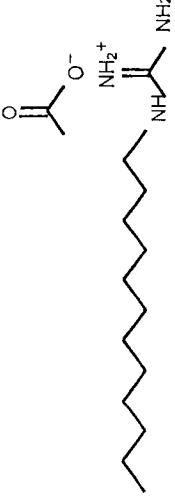
(46) |
 | (141) |
 | (略)

十二〜六十七 (略)

(45) |
 | (140) |
 | (略)

十二〜六十七 (略)

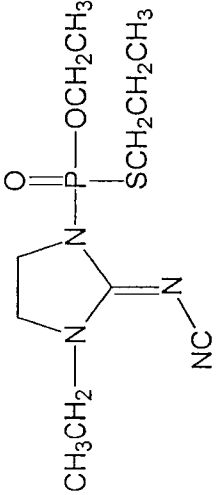
毒物及び劇物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
1-ドデシルグアニジニウム アセタート (別名：ドジン)	 <p style="text-align: center;"> $C_{15}H_{33}N_3O_2$ 分子量 287.4 CAS No. 2439-10-3 </p>	原体及びこれを含有する製剤	外観：若干黄色かかった微粒粉末 密度：0.983 (g/cm ³ 25°C) 融点：133.2°C 沸点：約 200°Cで分解 蒸気圧： $< 5.49 \times 10^{-6}$ Pa (50°C) 溶解性： 水 0.93 g/L (20°C, pH=6.9) 安定性：常温で安定 反応性：なし	原体： 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット ♀ 817 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 5000 急性吸入毒性 (ダスト) LC ₅₀ (mg/L) ラット ♀ 0.44 皮膚刺激性 ウサギ 軽度の刺激性 目刺激性 ウサギ 重度の刺激性 65%製剤： 急性吸入毒性 (ダスト) LC ₅₀ (mg/L) ラット ♀ 0.959 皮膚刺激性 ウサギ 軽度の刺激性 目刺激性 ウサギ 重度の刺激性	農薬(殺菌剤)

※ 急性毒性：単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50)又は LC₅₀ (Lethal Concentration 50)：50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

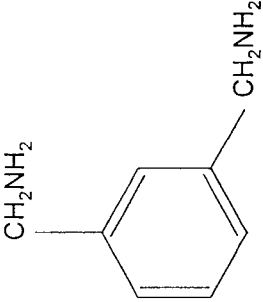
劇物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
0-エチル-S-プロピル- [(2E)-2-(シアノイミノ)- 3-エチルイミダゾリジ ン-1-イル]ホスホノチオ アート (別名：イミシアホス)	 <p style="text-align: center;"> $C_{11}H_{21}N_4O_2PS$ 分子量 304.35 CAS No. 140163-89-9 </p>	原体及びこれを含 有する製剤 ただし、1.5%以下 を含有する製剤を 除く	外観：透明液体 沸点：測定不能 融点：-53.3℃～-50.5℃ 溶解性：(20℃) 水 77.63g/L (pH4.5) n-ヘプタン 93mg/L 1,2-ジクロロメタン >1000g/L メタノール >1000g/L アセトン >1000g/L p-キシレン >1000g/L 安定性：174.5～225.8℃ で分解 反応性：通常の条件で無 し	原体： 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 81.3 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット >2000 急性吸入毒性(ミスト) LC ₅₀ (mg/L) ラット ♂ 1.83 1.5%製剤： 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 2000 皮膚刺激性 ウサギ 刺激性なし 目刺激性 ウサギ 軽微な刺激性	農薬(殺虫剤)

※ 急性毒性：単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50)又はLC₅₀ (Lethal Concentration 50)：50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
3-(アミノメチル)ベンジルアミン	 <p> $C_6H_4(CH_2NH_2)_2$ 分子量 136.20 CAS No. 1477-55-0 </p>	原体及びこれを含む製剤を含有する製剤を含有する製剤を除く	外観: 無色液体 融点: 14.1℃以下 沸点: 273℃ 蒸気圧: 20hPa (145℃) 溶解度: 水に可溶 アルコール、エーテルには易溶 安定性: 通常の取り扱いでは安定 反応性: 酸等と反応	原体: 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット 980 急性吸入毒性(ダスト又はミスト) LC_{50} (mg/L) ラット ♂ >1.42 ラット ♀ 0.8 皮膚刺激性 カサギ 腐食性あり 8.0%製剤: 急性吸入毒性 LC_{50} (mg/L) ラット >5.14 皮膚刺激性 カサギ 軽度の刺激性	エポキシ樹脂硬化剤、ナイロンの原料、ポリウレタン原料

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD_{50} (Lethal Dose 50)又は LC_{50} (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物から除外するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
(E)-2-[2-(4-シアノフルオロメチル)-1-[3-(トリフルリデン)-N-[4-(トリフルオロメトキシ)フェニル]ヒドラジンカルボキサミドと(Z)-2-[2-(4-シアノフルオロメチル)-1-[3-(トリフルオロメチル)フェニル]エチリデン]-N-[4-(トリフルオロメトキシ)フェニル]ヒドラジンカルボキサミドとの混合物((E)-2-[2-(4-シアノフルオロメチル)-1-[3-(トリフルオロメチル)フェニル]エチリデン]-N-[4-(トリフルオロメトキシ)フェニル]ヒドラジンカルボキサミド)90%以上を含有し、かつ、(Z)-2-[2-(4-シアノフルオロメチル)-1-[3-(トリフルリデン)-N-[4-(トリフルオロメトキシ)フェニル]ヒドラジンカルボキサミド)10%以下を含有するものに限る。	<p> $C_{24}H_{16}F_6N_4O_2$ 分子量 506.40 CAS No. 139968-49-3 </p>	原体及びこれを含む製剤	外観: 白色粉末 融点: 133°C~188°C 沸点: 263°C付近からの熱分解により測定不能 溶解性: (20°C) 水 1.79×10 ⁻⁶ g/L n-ヘキサン 0.0085g/L トルエン 4.0 g/L ジクロロメタン 98.8g/L アセトン 153.3g/L メタノール 14.1g/L 酢酸エチル 179.8g/L アセトニトリル 63.0g/L 安定性: 約232°Cまで安定 反応性: -	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット >5000 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット >5000 急性吸入毒性 (ダストエアロゾル) LC ₅₀ (mg/L) ラット >5.2 皮膚刺激性 ウサギ 刺激性なし 目刺激性 ウサギ 刺激性なし	農薬(殺虫剤)

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50)又はLC₅₀ (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物から除外するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
バリウム4-(5-クロロ-4-メチル-2-スルホナトフェニルアゾ)-3-ヒドロキシ-2-ナフトアートの	<p style="text-align: center;"> $C_{18}H_{11}ClN_2O_6SBa$ 分子量 556.15 CAS No. 7585-41-3 </p>	原体	外観: 赤色粉末固体 融点: 375°Cで分解 沸点: 375°Cで分解 溶解性: (g/100g) 水 0.00011 DMSO 0.0014 オクタノール 0.00011 安定性: 安定 反応性: -	原体: 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) ♀ >2500 急性経皮毒性 LD_{50} (mg/kg) ♀ >2000 急性吸入毒性(ダスト) LD_{50} (mg/L) ♀ >5.35 皮膚刺激性 カギ' 刺激性なし 皮膚刺激性 カギ' 刺激性なし	印刷インキ、塗料、プラスチックの着色

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD_{50} (Lethal Dose 50)又は LC_{50} (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。